

受給には  
申請手続きが  
必要です

地域を支える医療福祉施設等事業者の  
皆様を応援します！



# 第2回 物価高騰対策 支援金のご案内

医療・福祉 施設等

第1回支援金(令和7年7月31日(木)受付締切分)を  
受給した施設についても、申請手続きが必要です。

申請受付期間

令和7年  
8月1日金～10月31日金

物価の高騰等により厳しい環境が続く事業者等への支援として、  
①医療機関、②介護施設、③障害者施設、④児童福祉施設、⑤公衆浴場を対象に、  
支援金を支給いたします。(公立施設は対象外です。詳しい対象施設については、  
裏面をご参照ください。)

支給対象者

令和7年7月1日時点で石川県内に所在し、申請日時点で稼働し、事業継続予定の医療機関・福祉施設等  
申請日時点で事業を実施していない(休止含む)医療機関・福祉施設等は支給対象外になります。

申請方法

以下の2種類の書類をご準備いただき、申請書提出先となる  
「石川県物価高騰対策支援事業(医療機関・福祉施設等)運営事務局」まで、  
下記事務局ホームページWEB申請フォームまたは郵送により提出ください。  
①石川県物価高騰対策支援金申請書(様式第1号)  
②振込先の通帳の写し(②は、第1回支援金を受給されている施設については提出を省略できます)  
※「金融機関名」「支店名」「預金種別」「口座番号」「口座名義人(フリガナ)」が読み取れるもの  
(通帳の表紙裏面のコピーなど)  
※WEB申請フォームでの提出の場合は、写真データによる提出可。

問い合わせ・  
申請書提出先

石川県物価高騰対策支援事業(医療機関・福祉施設等)運営事務局

〒920-0864 石川県金沢市高岡町12-45 ロイヤルシャトー南町

コールセンター

076-255-1625 受付時間/9:00～17:00※土日祝日を除く

<https://ishikawa-shien.jp/bukka04>



こちらからアクセスできます。

# 支給金額

区分			支給金額
医療機関	1	病院、有床診療所（保険医療機関に限る）	許可病床数×6千円 (1施設の下限20千円)
	2	無床診療所（医科・歯科）（保険医療機関に限る） 助産所（出張専業は除く）	1施設あたり 20千円
	3	施術所（出張専業は除く。同一施設ではき法と柔整法の開設をしている場合はいずれか一方） 薬局（保険薬局に限る）	1施設あたり 10千円
介護施設	1	入所系  介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護※、短期入所療養介護※、救護施設 ※空床利用型除く、保健医療機関のみなし指定除く	定員1名あたり 3千円
	2	通所系  通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、通所型サービス事業所 ※保険医療機関のみなし指定除く	1施設あたり 33千円
	3	訪問系  訪問介護、訪問リハビリテーション、訪問入浴介護、訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅介護支援、訪問型サービス事業所、介護予防支援、福祉用具貸与・販売 ※保険医療機関のみなし指定除く	1施設あたり 17千円
障害者施設	1	入所系  障害者支援施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、共同生活援助、短期入所事業所(空床利用型は除く)	定員1名あたり 3千円
	2	通所系  自立訓練（機能訓練）事業所、自立訓練（生活訓練）事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所、就労定着支援事業所、療養介護事業所、生活介護事業所、児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所	1施設あたり 33千円 同一の事業所番号や所在地で複数の事業を行っている場合、重複算定は不可（ただし、「従たる事業所」は除く）
	3	訪問・相談系  居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、同行援護事業所、行動援護事業所、重度障害者等包括支援事業所、自立生活援助事業所、地域移行支援事業所、地域定着支援事業所、計画相談支援事業所、障害児相談支援事業所	1施設あたり 17千円 同一の事業所番号や所在地で複数の事業を行っている場合、重複算定は不可（ただし、「従たる事業所」は除く）
児童福祉施設	1	保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園	定員1名あたり 0.5千円
	2	児童養護施設、自立援助ホーム、乳児院、母子生活支援施設、ファミリーホーム	定員1名あたり 3千円
	3	放課後児童クラブ	1施設あたり 5千円
公衆浴場	1	普通公衆浴場（公立は除く）	1施設あたり 15千円